

災害等により、試験の延期、中止、変更等を行う可能性があります。
その場合は、本県ホームページでお知らせしますので、定期的に御確認ください。

ホームページの最新の情報が画面に表示されていないことがありますので、
「最新の情報に更新」ボタンを押す等により情報を更新して御確認ください。



山口県薬務課
ホームページ

令和7年度毒物劇物取扱者試験案内

1 試験日時

令和7年11月26日(水) 13時30分～15時30分

※ 13時00分までに試験室に入室すること。

2 試験会場

・ Y M f g 維新セミナーパーク (山口市秋穂二島 1062 番地)

※ 受験者数が予定より超過した場合は、会場を追加する場合があります。

※ 試験会場への交通手段は、最終ページに記載しています。

3 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験 [毒物及び劇物の全品目]

製造業・輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験 [毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和26年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。)の別表第1に掲げる毒物及び劇物に限る。]

輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験 [施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。]

輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。

※ 試験の種類により、扱える毒物及び劇物が限定されます。

※ 上記(2)、(3)の合格者は、製造業の毒物劇物取扱責任者になることができません。

4 試験科目

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物 (農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては、施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては、施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質、貯蔵、識別及び取扱方法

5 受験願書の受付期間

令和7年8月15日(金)～8月28日(木) 8時30分～17時15分(土日を除く)

ただし、郵送の場合は、令和7年8月28日(木)までの消印のあるものは有効

6 提出場所

(1) 県内居住者

- ・ 最寄りの健康福祉センター（山口健康福祉センター防府保健部は除く）
- ・ 下関市立下関保健所保健医療政策課

※ 県内居住者が山口県健康福祉部薬務課に受験願書を提出された場合は、最寄りの健康福祉センター等に再提出することになるので注意すること。

(2) 県外居住者

- ・ 山口県健康福祉部薬務課（〒753-8501 山口市滝町1番1号）

※ 郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書きし、簡易書留で送付すること。

7 受験手続き

受験願書の記入に当たり、別紙の「記入上の注意と記入例」を確認すること。

(1) 提出書類

書類	提出部数	チェックリスト	
受験願書	1部	必要事項をすべて記入した。	<input type="checkbox"/>
		住所は、勤務先の住所ではない。	<input type="checkbox"/>
		電話番号は、平日の日中(8:30~17:15)に連絡を取れる番号である。	<input type="checkbox"/>
		試験の種類は、該当するものの番号を○で囲んだ。 ※ 受付後の「試験の種類」の変更はできません。	<input type="checkbox"/>
		11,620円分の山口県収入証紙を貼付した。 (県外居住者の場合は、同額の山口県収入証紙を貼付、又は、同額の郵便為替を同封した。)	<input type="checkbox"/>
写真 (写真票に貼付)	1部	大きさは、縦4cm、横3cmである。	<input type="checkbox"/>
		出願前6ヵ月以内に撮影したものである。	<input type="checkbox"/>
		無帽、正面向き及び上半身像のものである。	<input type="checkbox"/>
		写真の裏面に氏名を記入した。	<input type="checkbox"/>
		写真を写真票に貼付した。	<input type="checkbox"/>
		写真票に氏名、ふりがなを記入した。	<input type="checkbox"/>
電算入力票	1部	必要事項をすべて記入した。	<input type="checkbox"/>

※ 提出書類及び受験手数料に不備や過不足があった場合は、受理しないので注意すること。（この場合、提出書類一式を受験者に返却します。）

※ 消せるボールペンや鉛筆等の容易に消すことができる筆記用具で記入しないこと。

(2) 受験手数料

県内居住者：11,620円分の山口県収入証紙を受験願書の所定欄に貼付

県外居住者：次のいずれかの方法で手数料を送付すること。

- ・ 11,620円分の山口県収入証紙を受験願書の所定欄に貼付
- ・ 11,620円分の郵便為替を提出書類と同封して送付（指定受取人の欄は、「山口県健康福祉部薬務課」としてください。）

※ 収入証紙には消印しないこと。消印のある収入証紙は無効となります。

※ 郵便為替を受験願書の収入証紙はり付け欄に貼付しないこと。

※ 一度申し込まれた受験手数料は返金しません。

※ 手数料の過不足があった場合や指定した方法以外（現金、収入印紙等）で申し込みがあった場合は、受理しないので注意すること。

※ 県外居住者が山口県収入証紙を購入する場合は、以下のホームページを参照するか、問合せ先に問い合わせること。

[山口県収入証紙について]

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/159/24532.html>



[問合せ先]

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県職員会館

TEL：083-933-4730

※ これは受験願書の提出先ではありません

8 受験票の送付等

- ・ 受験願書受理後、**受験票及び試験案内を郵送により交付します。(10月下旬発送予定)**
なお、試験日の7日前になっても受験票が届かない場合は、山口県健康福祉部薬務課 (TEL083-933-3018) へ問い合わせること。
- ・ 受験票に記載する氏名等の文字は、電算処理可能な文字 (JIS 第一、第二水準) となります。(旧字体の場合等は、受験願書記載の文字と受験票記載の文字とが異なる場合があります)

9 合格発表等

(1) 合格発表 (合格者の受験番号)

- ・ 令和7年12月25日 (木) 10時、県庁本館エントランスホール掲示板に掲示します。同時に、山口県薬務課ホームページ (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/101538.html>) にも掲載します。
- ・ 合格証は、同日から郵送にて交付します。
なお、合格証に記載する氏名等の文字は、電算処理可能な文字 (JIS 第一、第二水準) となります。(旧字体の場合等は、受験願書記載の文字と合格証記載の文字とが異なる場合があります)

(2) 試験の得点の提供

試験の得点を知りたい方は、口頭による提供の申出をすることができます。

(受験者本人にのみ提供)

<提供期間>

令和7年12月25日 (木) ~令和8年1月26日 (月) (土日祝日を除く)

8時30分~17時15分 ただし、初日は10時から提供開始。

<提供場所>

山口県健康福祉部薬務課

受験票及び運転免許証、旅券等本人であることを証明できる書類を持参すること。

10 その他

(1) 受験願書の請求

山口県薬務課ホームページからダウンロードできます。

また、受験願書等 (書面) を請求する場合の窓口は、各健康福祉センター、下関市立下関保健所保健医療政策課又は山口県健康福祉部薬務課となります。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒 (角2型封筒 (縦33.2cm、横24cmのもの) に、140円切手を貼付したもの) を同封すること。(複数部数希望の場合は、問い合わせること。)

※ 山口健康福祉センター防府保健部 (防府市寿町7番1号) の窓口では、願書の配布のみ。

(2) 試験についての問合せ先

問合せ先 【 】内は健康福祉センター等の管轄地域	所在地	電話番号
山口県健康福祉部薬務課	〒753-8501 山口市滝町 1-1	083-933-3018
岩国健康福祉センター（岩国環境保健所） 【岩国市、和木町】	〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1	0827-29-1526
柳井健康福祉センター（柳井環境保健所） 【柳井市、上関町、平生町、田布施町、周防大島町】	〒742-0031 柳井市南町 3-9-3	0820-22-3631
周南健康福祉センター（周南環境保健所） 【下松市、光市、周南市】	〒745-0004 周南市毛利町 2-38	0834-33-6427
山口健康福祉センター（山口環境保健所） 【山口市、防府市】	〒753-8588 山口市吉敷下東 3-1-1	083-934-2534
宇部健康福祉センター（宇部環境保健所） 【宇部市、山陽小野田市、美祢市】	〒755-0033 宇部市琴芝町 1-1-50	0836-39-9861
長門健康福祉センター（長門環境保健所） 【長門市】	〒759-4101 長門市東深川 1344-1	0837-22-2811
萩健康福祉センター（萩環境保健所） 【萩市、阿武町】	〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1	0838-25-2666
下関市立下関保健所保健医療政策課 【下関市】	〒750-8521 下関市南部町 1-1	083-231-1711

(3) 受験中の不正行為等

不正が判明した場合、受験は無効となります。

また、合格証交付後に、不正行為が判明した場合、合格を取消します。

(4) 受験に伴う配慮

車椅子での受験を希望される場合、また、受験に伴う配慮事項を希望される場合は、受験願書提出時に申し出ること。

<試験会場への交通手段>

○ YM f g 維新セミナーパーク

- 中国自動車道小郡 I C から約 11 k m
- 山陽自動車道山口南 I C から約 4 k m
- J R 山陽本線 四辻駅から約 3 k m 徒歩約 30 分